

日本の震災による専利期限遅延に対する救済通知
(日本語仮訳)

2016 年 4 月 14 日に日本の熊本県で強い地震が発生し、専利出願人、専利権者と関連当事者に莫大な影響を及ぼしたため、国家知識産権局は日本の現状を十分に考慮した上で、関連法律の規定に従って、以下の方式により救済します。

1. 当事者が地震または地震による二次的災害を受け、専利法及び専利法実施細則に規定された期限または国家知識産権局専利局に指定された期限を過ぎ、権利の喪失がもたらされた場合、専利法実施細則第 6 条第 1 項の規定が適用される。当事者は障害が取り除かれた日から 2 ヶ月以内に、遅くとも期限満了日から 2 年以内に、権利の回復を申請することができる。権利の回復を申請する場合、「権利回復請求書」を提出し、理由を説明し、関連証明文書を添付するとともに、権利喪失前に行なうべき関連手続きを行なわなければならない。

2. 当事者が上記災害の発生により指定期限までにある行為や手続きを完成できなかった場合、専利法実施細則第 6 条第 4 項の規定が適用される。当事者は指定期限が満了する前に期限の延長を申請することができる。ただし、専利法実施細則において明確に規定された延長できない期限は除く。期限の延長を申請する場合、「期限延長請求書」を提出し、理由を説明しなければならない。

詳細は、次の連絡先までお問い合わせください。

問合せ電話：62088310 、62088381

以上

国家知識産権局専利局
2016 年 5 月 11 日